

タイから日本に入国する際の水際措置の変更

令和4年1月31日

在チェンマイ日本国総領事館

1. 現在全ての国・地域からの日本への帰国者・入国者に求めている自宅又は宿泊施設での待機、待機期間中の健康フォローアップ、公共交通機関不使用の期間が、10日間から7日間に変更されます。この措置は1月29日（土）午前0時（日本時間）以降の日本入国から適用され、既に日本入国済みの方に対しても同時刻から適用されます。

2. なお、タイから日本に入国・帰国する際には、引き続き検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）で、入国日の翌日から3日間の待機が求められます。

（例）1月29日（土）にタイから日本に入国する場合、1月30日（日）から2月1日（火）までの3日間、指定宿泊施設で待機し、2月1日（火）にPCR検査を行い陰性と判定された場合、指定宿泊施設を退所し、残りの待機期間（4日間）を自宅等で待機することになります。

●上記を含め、詳細は以下をご確認願います。

また、日本への入国・帰国の際には、常に最新の情報をご確認ください。

「水際対策強化に係る新たな措置（26）」

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdf2/0128_26.pdf

「水際強化措置に係る指定国・地域一覧（令和4年1月28日時点）」

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdf2/0128_list.pdf

「新型コロナウイルスに関する新たな措置」

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2022C013.html

●海外から日本へ入国する全ての方に共通の措置（厚生労働省ホームページ：水際対策に係る新たな措置について）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

(参考情報：検疫の強化に関する日本の問い合わせ窓口)

厚生労働省新型コロナウイルス感染症相談窓口（検疫の強化）

日本国内から：0120-565-653

海外から：+81-3-3595-2176（日本語、英語、中国語、韓国語に対応）

出入国在留管理庁（入国拒否、日本への再入国）

電話：(代表) 03-3580-4111（内線 4446、4447）

外国人在留支援センター内外務省ビザ・インフォメーション

電話：0570-011000（ナビダイヤル：案内に従い、日本語の「1」を選んだ後、「5」を押してください。）一部のIP電話からは、03-5363-3013

(以上)